

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課	
許 認 可 等 名	市民農園の開設の認定	
根 拠 法 令	市民農園整備促進法	
根 拠 条 項	第7条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5247)	
審 査 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民農園の整備及び運営に関する計画（以下「整備運営計画」という。）の内容が基本方針に適合するものであること。 2 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。 3 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。 4 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 5 利用期間その他の条件、市民農園の適切な利用を確保するための方法、資金計画、その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。 6 その他政令で定める基準に適合するものであること。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 40日（休日を除く）
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）